

全国がん登録に係る情報提供事務処理要綱等について

1. 策定の必要性について

厚生労働省及び国立がん研究センターが平成 30 年 9 月に示した「全国がん登録 情報の提供マニュアル 第 2 版」において、「都道府県知事（中略）は、情報の提供の事務処理を行うに当たっては、本マニュアルを参考に、それぞれ事務処理要綱を策定するもの」とされ、また、「本マニュアルを参考に、当該情報を利用するに当たっての遵守事項が記載された利用規約をそれぞれ策定するもの」とされた。（利用規約については、マニュアル別添「全国がん登録 情報の利用規約」を用いるか、または、その利用規約に記載された内容を含むものを作成するものとされた。）

併せて、「都道府県知事が自ら情報を利用する場合の事務処理の流れについては、本マニュアルに準じて内規等を作成するもの」とされ、「申出文書は様式例（中略）を参考として、窓口組織が定めた様式とする」こととされた。

従って、全国がん登録の情報提供に関して、①事務処理要綱、②利用規約、③様式、④県知事自ら利用する場合の内規、の 4 点の作成・策定が必要となった。

2. 事務処理要綱（案）について

基本的に国のマニュアルに準じて作成しているが、一部、県独自の考え方により追記や修正を加えた箇所がある。

なお、情報提供事務に係る窓口組織は県立がんセンターに設置する。

1. 必要添付書類：必要な添付書類について、網羅的に一覧で示す。
2. 手数料徴収：事務委任先（県立がんセンター）からの報告をもとに、知事が手数料の額の通知を行う。
3. 情報等の提供：窓口組織が情報等の提供を行う（手数料が必要な場合は、手数料の納付確認後）。
4. 勧告・命令：法違反が認められる場合の対応を記載する。
5. 知事の利用：内規ではなく、事務処理要綱に盛り込むこととする。
6. 附則：平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

3. 様式（案）について

国のマニュアルに添付されている様式例のほか、すでに国がんHPに掲載されている国の様式等を参考に作成している。

第2-1～2-3号（申出文書）：申出者ががん登録推進法のどの規定に該当するかにより、使用する様式を分ける。

第4号（自己確認書）：形式点検及び審査事項を申請者自らが事前にチェックする。

第8号（形式点検チェックリスト）：この様式を用いて窓口組織が形式点検を行う。

第9号（審査報告書）：この様式を用いてがん登録部会が審査を行う。

4. 利用規約（案）について

基本的に国のマニュアルに準じて作成しているが、一部、県独自の考え方により追記や修正を加えた箇所がある。

6. 欠陥及び障害等

(2)(1)において、提供依頼申出者はデータの受領後14日以内に、窓口組織に対して提供媒体の交換を申し出ることができるものとする。その際、提供依頼申出者は、窓口組織に当該データを返却し、窓口組織は、障害を確認した上で交換に応じるものとする。なお、交換に要する提供媒体は提供依頼申出者が用意するものとする。

⇒ もともと提供媒体は申請者が用意することを前提としており、交換用の媒体についても申請者が用意することとする。

5. 神奈川県がん情報等の提供に係る手数料条例について

全国がん登録の情報提供に際し、国は手数料を徴収することから、本県においても同様に手数料を徴収するため、平成30年第3回県議会定例会に「神奈川県がん情報等の提供に係る手数料条例」の案を提出している。

内容としては、国と同様に「がんに係る調査研究を行う者（がん登録推進法第 21 条）」への提供に対し、「情報の提供及び匿名化に要する時間 1 時間までごとに 5,800 円」の手数料を徴収し、今まで無料であった地域がん登録の情報提供についても同様に手数料を徴収することとしたもの。すでに県医師会、県病院協会、がん診療連携拠点病院及び県がん診療連携指定病院には事前に周知しており、議決後にはあらためて周知文書を発出する予定である。

なお、条例の施行予定日は平成 31 年 1 月 1 日としている。

- (参考) 宮城県：手数料条例改正済み、1 時間 5,800 円
山口県：手数料条例改正済み、1 時間 5,800 円
徳島県：手数料条例改正済み、1 時間 5,800 円
大阪府：がん対策推進条例改正済み、1 時間 5,800 円
東京都：現在条例案作成中

以上